

「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」に関する意見

一般社団法人 日本知的財産協会

常務理事 木全政弘

(次世代コンテンツ政策プロジェクト、著作権委員会)

1. 第1章第3節について

当協会は、デジタル・ネットワーク時代における先端技術や、世の中のサービスのニーズに対応した著作権法制度の基盤整備が重要な課題だと考えております。

今回の「中間まとめ」において、「柔軟性のある権利制限規定」のあり方について検討がなされ、これまでの法改正等だけでは十分に対応できていなかった部分について法整備に向けた一定の方向性が示されたことは、権利保護と利用のバランスや創作者のモチベーションに配慮した健全なイノベーション創出環境を構築し、従来の権利者・事業者間の対立構造を乗り越えて社会全体で利益を享受できるようにするためのより良い制度を整備する、という観点から、非常に有益なことであると考えています。

当協会としては、「中間まとめ」において「第1層」及び「第2層」に分類される、情報処理や情報通信の裏側で行われる「著作物の表現を享受しない行為」や、情報通信を利用したサービス等で著作物の表示等が軽微である利用行為等の行為類型に適用できる柔軟性を有する権利制限規定が実現すれば、喫緊の課題である第4次産業革命／Society5.0を実現するイノベーションを社会に起こすために必要となる、多様な利用ニーズに相当程度の対応ができると考えますので、まずは本節で打ち出された方向での迅速な制度改正を求めます。

一方で、現時点では、「柔軟性の高い規定」といっても、最終的な条文がどのような形のものとなるのかが必ずしも明確ではなく、限定的な内容の個別規定の追加にとどまるのではないか、今後の新しいサービスに柔軟に対応できるような規定にはならないのではないか、という懸念も生じているため、制度改正にあたっては、企業が挑戦できる環境を整備するという観点から、現時点で想定していない時代の変化や新たなサービスにも対応できるよう、改正趣旨が明確に実現される形での条文化を進めていただくようお願いいたします。

なお、今回の「中間まとめ」における「最も望ましい『柔軟性のある権利制限規定』」の姿は、あくまで「現在」の企業・権利者団体の意識や社会的な状況に基づくものに過ぎず、今後の社会環境の変化に伴って望ましい規定のあり方も変わりうることは十分想定されることです。当協会としては、今回の取りまとめによって「柔軟性のある権利制限規定」に係る議論に終止符を打つことなく、その時々々の社会環境に応じた規定のあり方について継続的に議論を行っていくべきだと考えております。

2. 第1章第4節について

情報産業の活性化やアーカイブの促進のためには、権利処理が円滑であることが重要であると考えております。その権利処理の円滑化のための方策には、拡大集中許諾の可能性を含む著作権の集中管理や著作権者不明等の場合の裁定制度の更なる見直し等の様々な選択肢があると考えておりますが、どのような方策であれ、著作権者にとっては正当な配分がなされ、利用者にとっては利便性がある仕組みが重要であると考えておりますので、著作権者と利用者の関係に留意しつつ、着実にご検討を進めていただくようお願いいたします。

なお、持続的なコンテンツ再生産につなげるための環境整備のために、現行の私的録音録画補償金制度や、それに類する一律広範な補償金制度等を用いることについては、これらの制度を維持、構築するための社会的コストや、他の方法と比較した場合の著作権者・消費者・事業者等の当事者間での公平感や納得感、といった点も考慮した上で、慎重に検討すべきだと考えます。

3. 第1章第5節について

当協会としては、これまで法制・基本問題小委員会で取り上げられていない利用ニーズの中には、デジタル・ネットワーク時代における新しい先端技術やサービスニーズが含まれていると考えますので、これらの利用ニーズについても、引き続き力を入れてご検討いただきたいと思いますと考えております。

4. 第4章第1節について

デジタルコンテンツのアーカイブを構築することは、官民を問わず行う意義があることだと考えております。アーカイブ構築化に向けた昨今の取り組みの継続のための環境を整備、維持して頂き、また取り組む上で不十分な点については速やかに手当てを検討頂きたいと考えます。

そのような観点から、図書館等以外の施設（業界団体が設立する資料館等）においても、「資料の保存のため必要がある場合」の複製を容易に行えるようにするために、著作権者の不利益とならないよう要件等を工夫しつつ、権利制限の対象となる複製主体の拡充（主体の追加、政令で定める手続きの緩和等）を、ご検討いただければ幸いです。

以上